

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金が支給されます！

【助成金額】

休業前賃金の8割(上限11,000円/日)

※休業前の1日当たり平均賃金×80% × (各月の日数 - 就労した又は労働者の事情で休んだ日数)

【対象期間】

令和2年4月1日から9月30日まで

【対象者】

事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払い無し)した中小企業の労働者

※詳細は、[厚生労働省の本支援金・給付金のリーフレット・Q&A・支給要領](#)をご覧ください。

A

労働保険関係が成立している事務所(場)に雇用される労働者

農林水産省への確認は必要ございません。

[厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター\(0120-221-276\)](#)
にお問い合わせください。

(支援金・給付金の詳細、申請様式等)

(支援金・給付金の詳細、申請様式等)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>



B

Aに該当しない雇用保険・労働者災害補償保険の暫定任意適用事業※を行っている農業経営体に雇用されている労働者
※被雇用者が常時4人以下の個人事業主等

支援金・給付金の申請には、各地方農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要です。
詳細は裏面をご確認して、[地方農政局・都道府県地域拠点等](#)にお問い合わせください。

(「農業等個人事業所に係る証明書」の申請様式、問合せ先等)

(申請様式・問合せ先等)

https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaiikus_ei_kakuho/singatakoronataiou/kyuhusienkin.html



申請様式及び手続きフロー

※「農業等個人事業所に係る証明書」の申請は「事業主」から行っていただく必要があります。

「農業等個人事業所に係る証明書」発行申請

【農林水産省への提出期限】

厚生労働省への提出期限の2週間前までに提出願います。

【農林水産省への提出書類】

①農業等個人事業所に係る証明申請書（様式第1号）

②添付書類一式

【耕種の場合】原則、耕作証明書

【畜種の場合】原則、当該年の定期報告書の写し並びに直近1ヶ月の出荷伝票の写し

※やむを得ない理由により、上記以外の添付書類の提出を検討している場合は
地方農政局・都道府県地域拠点等にお問い合わせください。

③返信用封筒（証明書送付用 長形3号に84円切手を貼付願います）

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」申請

【厚生労働省への提出期限】

・4～6月分については、9月30日まで

・7月分以降については、当該支給単位期間の末日の属する月の翌月1日から、
当該日から起算して2カ月経過後の日の属する月の末日まで

【厚生労働省への提出書類】

④申請書

申請者本人が手続を行う場合：（初回）様式第1号

（2回目以降）様式第2号

事業主を経由して手続を行う場合：（初回）様式第3号、様式第4号

（2回目以降）様式第5号、様式第6号

⑤添付書類一式

・申請者確認書類（氏名及び住所が確認できるもの）⇒2回目以降不要

（例：申請者の運転免許証・マイナンバーカードの写し等）

・口座確認書類 ⇒2回目以降不要

（例：通帳又はキャッシュカードの写し）

・休業開始前賃金を確認できる書類 ⇒2回目以降不要

（例：休業開始前の6カ月のうち申請書に記載した任意の3カ月の給与明細、賃金台帳の写し等）

・支給単位期間の収入を確認できる書類

（例：支給対象者の支給単位期間中の給与明細、賃金台帳等の写し等）

・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金支給要件確認書

申請者本人が手続を行う場合：（初回）様式第7号

（2回目以降）様式第8号

事業主を経由して手続を行う場合：（初回）様式第9号

（2回目以降）様式第10号

・農業等個人事業所に係る証明書 ⇒2回目以降不要

【手続きフロー】

